

大阪地裁總第 613 号

令和 6 年 5 月 21 日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長



司法行政文書不開示通知書

1 月 22 日付け（同月 24 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

法律雑誌社等に交通事故の裁判例を提供する際の取扱いを定めた大阪地裁作成の文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話 06 (6363) 1281 (内線 4122)